



作成日 2011/04/15  
改訂日 2018/04/01

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ASガードコート中塗 硬化剤(GHS)
製品コード	CE-F02-1205
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

### 2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系 聴覚器)
環境有害性	吸引性呼吸器有害性 区分1 水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H370 中枢神経系の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系、聴覚器の障害  
H401 水生生物に毒性  
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害  
H224 極めて引火性の高い液体及び蒸気  
H315 皮膚刺激  
H318 重篤な眼の損傷  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
 H373 長期にわたる、又は反復ばく露によるの障害のおそれ

注意書き  
 予防策

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)  
 換気の良い場所で使用すること  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

保管

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

廃棄

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

#### 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
N-( <small>-</small> アミノエチル)-1,2-エタンジアミン	1.0~5.0%	(NH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> NH	(2)-159	公表	111-40-0
1-ブタノール	15~25%	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> OH	(2)-3049	2-(8)-299	71-36-3
トルエン	30~40%	C <sub>7</sub> H <sub>8</sub>	(3)-2	公表	108-88-3
ポリアミン	30~40%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

ジエチレントリアミン(法令指定番号: 225)  
 トルエン(法令指定番号: 407)  
 ブタノール(法令指定番号: 477)  
 トルエン(法令指定番号: 300)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

### 4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹼で洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

水と石鹼で洗うこと。

特別な処置が必要である。

眼に入った場合  
皮膚を速やかに洗浄すること。  
医師の診断、手当てを受けること。  
医師に連絡すること。  
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に連絡すること。  
医師に連絡すること。

飲み込んだ場合  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
直ちに医師に連絡すること。  
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
医師の診断、手当てを受けること。  
医師に連絡すること。

5. 火災時の措置  
消火剤  
特有の消火方法  
消火を行う者の保護

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂  
関係以外は安全な場所に退去させる。  
消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置  
人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

区域より退避させること。

環境に対する注意事項

適切な保護具を着用する。  
漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法  
及び機材  
二次災害の防止策

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。  
漏洩物を回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い 技術的対策

粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
取扱い場所では、火花、火気、アークを発生するものを使用しない。  
熱/花火/裸火/高温などの着火源から遠ざける。  
禁煙。

安全取扱注意事項

容器および受器を接地/結合する。  
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用する。  
静電気対策を講ずる。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。  
保護眼鏡/保護衣を着用する。  
指定された個人用保護具を使用すること  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

保管 安全な保管条件

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。  
国又は都道府県の規則に従って保管すること。  
最初の容器内でのみ保管すること。

安全な容器包装材

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ジエチレントリアミン	未設定	未設定	TWA 1ppm (Skin)

n-ブタノール	25ppm	[最大許容濃度] 50ppm(150mg/m3)(皮)	TWA 20ppm
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m3)(皮)	TWA 20ppm

保護具

呼吸器の保護具 換気が不十分な場合には、呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具 保護手袋を着用すること。

眼の保護具 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状态	液体
	形状	液体
	色	無色
臭い		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		-95
沸点、初留点及び沸騰範囲		111°C
引火点		4°C (セタ密閉式)
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	1.1vol%
	上限	11.3vol%
蒸気圧		3.8kPa(25°C)
蒸気密度		3.1
比重(密度)		0.87
溶解度		水に不溶
n-オクタノール/水分配		logPow2.69
係数		
自然発火温度		345°C
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の保管条件/取り扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	蒸気は引火して爆発するおそれがある。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸、塩基、酸化性物質、還元性物質。
危険有害な分解生成物	データなし

## 11. 有害性情報

## ジエチレントリアミンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50=1315mg/kg
急性毒性(経皮)	EU GHS分類: Acute Tox.4, DSD分類: Xn; R21
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ: 腐食性あり
呼吸器感作性	モルモット: 皮膚感作性あり
皮膚感作性	モルモット: 皮膚感作性あり

生殖細胞変異原性	体細胞in vivo変異原性試験試験(小核試験):陰
n-ブタノールとして	
急性毒性(経口)	ラットLD50=1,227 mg/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50=3,636 mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気)	ラットLC50=24.2 mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ:中等度の刺激性あり
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ:中等度 - 強度の刺激性あり
生殖細胞変異原性	ほ乳類赤血球を用いた小核試験:陰性
発がん性	EPA: Group D(ヒト発がん性が分類できない)
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	気道刺激性、麻酔作用あり。
トルエンとして	
急性毒性(経口)	ラットLD50=4,800 mg/kg
急性毒性(経皮)	ラットLD50=12,000 mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気)	ラットLC50=28.1 mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ:中等度(moderate)の皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ:軽度の眼刺激性(7日間で回復)
呼吸器感受性	呼吸器感受性:データなし
皮膚感受性	皮膚感受性:感受性なし(モルモット)
生殖細胞変異原性	呼吸器感受性:データなし
発がん性	皮膚感受性:感受性なし(モルモット)
生殖毒性	経世代変異原性試験(優性致死試験):陰性
	体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験):陰性
	IARC:グループ3、ACGIH:A4、EPA:D
	EU分類 CLP:Repr. 2, DSD:Repr. Cat. 3; R63
	ヒトで自然流産の増加、新生児の発育異常・奇形などが報告されている。
	動物試験では、母動物に一般毒性のみられない用量で、胎児への影響が認められている。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	EU分類 CLP:STOT SE 3, DSD:R67
	ヒトで吸入による中枢神経系の抑制が報告されている。
	実験動物では気道刺激性、麻酔作用が報告されている。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)	EU分類 CLP:STOT RE 2, DSD:Xn; R48/20
	ヒトでは薬物依存性があり、中枢神経障害、腎臓、肝臓への影響が報告されている。
吸引性呼吸器有害性	炭化水素であり、動粘性率は0.65 mm <sup>2</sup> /s (25°C) (計算値)
12. 環境影響情報	
ジエチレントリアミンとして	
水生環境有害性(急性)	甲殻類(オオミジンコ)48h-EC50=16mg/L
水生環境有害性(長期間)	甲殻類(オオミジンコ)21日間NOEC=5.6mg/L
n-ブタノールとして	
水生環境有害性(急性)	魚類(ヒメダカ)96h-LC50:>100 mg/L
	甲殻類(オオミジンコ)48h-EC50:>1,000 mg/L
	藻類(セテナストラム)72h-EC50:>1,000 mg/L
水生環境有害性(長期間)	良分解性、logKow=0.84

## トルエンとして

水生環境有害性(急性)

魚類(ギンザケ)96h-LC50=5.5 mg/L

甲殻類(ニセネコゼミジンコ)48h-EC50=3.78 mg/L

水生環境有害性(長期間)

急速分解性、log Kow=2.73

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

## 14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1866

Proper Shipping Class

RESIN SOLUTION

3

Packing Group

II

Marine Pollutant

Not applicable

Transport in bulk according to

Not applicable

MARPOL

73/78,Annex II ,and

the IBC code

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

1866

Proper Shipping Class

RESIN SOLUTION

3

Packing Group

II

国内規制

陸上規制

該当しない

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1866

品名

樹脂液

国連分類

3

容器等級

II

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附

非該当

属書II 及びIBC コー

ドによるばら積み輸

送される液体物質

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

1866

品名

樹脂液

国連分類

3

等級

II

緊急時応急措置指針番

127

## 15. 適用法令

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

労働安全衛生法

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

	作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法 消防法 悪臭防止法 大気汚染防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法 船舶安全法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法) 労働基準法	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報  
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。